

# (1) 大分県高等学校体育連盟規約

昭和23年4月 制定  
昭和33年5月14日改正  
昭和34年4月22日改正  
昭和38年5月 1日改正  
昭和39年4月13日改正  
昭和42年4月20日改正  
昭和47年5月 4日改正  
昭和50年4月30日改正  
昭和54年4月20日改正  
昭和57年4月21日改正  
昭和58年4月13日改正  
昭和59年4月13日改正  
昭和60年4月17日改正  
昭和63年4月21日改正  
平成元年4月21日改正  
平成3年4月22日改正  
平成4年4月23日改正  
平成7年4月27日改正  
平成15年4月23日改正  
平成17年4月22日改正  
平成20年4月21日改正  
平成22年2月23日改正  
平成25年2月21日改正

## 第一章 総 則

(名称及び事務局)

### 第1条

1. この会は、大分県高等学校体育連盟と称する。(以下「本連盟」と称する。)
2. 事務局に関しては、別に定める。

(目 的)

### 第2条 本連盟は、大分県内高等学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

### 第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校体育の振興に関する調査、研究及び建議
- (2) 体育大会及びその他体育に関する各種行事の開催
- (3) 対外試合に関する調整
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事項

(他団体との関連)

### 第4条 本連盟は、(公財)全国及び九州高等学校体育連盟並びに(公財)大分県体育協会に加盟する。

## 第二章 組 織

(組織及び加入)

### 第5条 本連盟は、県内公私立高等学校及び特別支援学校で、本連盟に加入を希望する学校をもって組織し、理事会の承認を得て所定の会費を納入しなければならない。

(専 門 部)

### 第6条

1. 本連盟に次の専門委員会及び競技専門部を置く。
  - (1) 調査研究専門委員会
  - (2) その他、必要に応じて専門委員会を設けることができる。
  - (3) 競技専門部  
陸上競技部・体操部・水泳部・バスケットボール部・バレーボール部・卓球部・ソフトテニス部・ハンドボール部・サッカー部・ラグ

ビーフットボール部・ソフトボール部・相撲部・柔道部・剣道部・弓道部・登山部・バドミントン部・ボート部・レスリング部・テニス部・自転車競技部・ボクシング部・ホッケー部・ウエイトリフティング部・ヨット部・フェンシング部・馬術部・カヌー部・なぎなた部・アーチェリー部・空手道部・ゴルフ部・ライフル射撃 (33競技専門部)

2. 各専門部に関しては、別にこれを定める。

(支部)

第7条 本連盟に次の支部を置く。

大 分 支 部 (大分市・由布市)  
別速杵国東支部 (別府市・杵築市・速見郡・国東市)  
県北久大支部 (中津市・豊後高田市・宇佐市・日田市・玖珠郡)  
県南豊肥支部 (佐伯市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市)

### 第三章 役員

(役員の種類)

第8条

1. 本連盟に次の役員を置く。

会長1名・副会長6名(支部長4名・私立高校長1名・定通部校長1名)

理事長1名・副理事長2名(事務局校1名・大分支部1名)・理事若干名・評議員各学校代表1名・専門部部長各1名・専門部委員長各1名・監事3名(公私立高校長各1名含む。)

2. 以上の役員のほか、必要に応じ、顧問若干名を置くことができる。

(役員を選出)

第9条

1. 本連盟の役員は、評議員会において選出又は承認する。  
2. 各役員を選出又は承認の方法については、別に定める。

(役員資格)

第10条

1. 本連盟役員任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。  
役員任期満了後といえども、後任者決定までその職務を行うものとする。  
2. 役員が任期の途中で交代する場合は、評議員会の承認を得なければならない。この場合、補充役員任期は、前任役員残存期間とする。

(役員任務)

第11条

1. 会長は、連盟を代表し、これを統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
3. 支部長は、支部を代表し、これを統括する。
4. 理事長は、会長の命により、会務を執行する。
5. 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故あるときはその職務を代行する。
6. 理事は、理事会に提出された議事を審議・決定し、各支部との連絡に当たり、更に支部長の命により支部の会務を執行する。
7. 専門部部長は、専門部を代表し、その会務を統括する。
8. 専門部委員長は、各専門部を統括し、行事を執行する。
9. 評議員は、評議員会に提出された事項を審議・決定する。
10. 顧問は会長の諮問に応ずる。
11. 監事は、財務を監査し、その結果を評議員会に報告する。

### 第四章 会議

(評議員会)

第12条

1. 評議員会は、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。
  - (1) 過年度決算及び当該年度予算についての審議、承認及び決定
  - (2) 当該年度事業計画の審議及び決定
  - (3) 理事会で承認された規約の変更及び内規、申し合わせ事項等の審議、決定及び承認
  - (4) 役員決定及び承認
  - (5) その他会長の必要と認めた事項
2. 評議員会は、会長・副会長・理事長・評議員をもって構成する。
3. 評議員会の議事は会長が統括する。

(理事会)

### 第13条

1. 理事会は、必要に応じ、会長がこれを招集し、次の事項を審議・執行する。
  - (1) 評議員会に提出する予算・決算・行事案の審議
  - (2) 評議員からの委任事項の執行
  - (3) 評議員会に提出する役員についての原案の審議
  - (4) 事業・行事・予算等についての緊急事項の審議・執行
  - (5) その他会長の必要と認める事項の審議・執行
2. 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって組織する。
3. 理事会の議事は、会長がこれを統括する。

(専門部委員会及びその他の会議)

第14条 会長は、専門部委員長会、その他必要と求められる会議を招集することができる。

専門部委員長会、その他必要な会議については、別に定める。

(会議の成立と決定)

第15条 本連盟の会議は、構成人員の3分の2以上の出席により成立し、規約改廃に関する事項を除くその他の議案については、出席人員の過半数の承認により成立するものとする。

## 第五章 会 計

(経 費)

### 第16条

1. 本連盟の会費は次のものをもって支弁する。
  - (1) 会費（各学校負担金）
  - (2) 県大会参加負担金
  - (3) 寄付金及び補助金
  - (4) その他の収入
2. 本連盟の会費及び大会参加負担金の額並びに納入方法については、別に定める。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算・決算及び会計監査)

第18条 本連盟の予算及び決算は、毎年度評議員会の承認を得なければならない。また、本連盟の会計は、年1回以上会計監査を受け、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(予算外支出)

第19条 本連盟の予算は、理事会の承認を得て予算外支出をすることができる。

## 第六章 規約の改廃

(規約の改廃)

第20条 本連盟の規約の改廃は、評議員会において出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

## 第七章 表 彰

(表 彰)

第21条 本連盟は、加盟学校の優秀な選手・教職員等を表彰する。その細則については、別に定める。

## 第八章 附 則

(内規、その他の細則)

第22条 この規約実施に当たり、必要に応じ、更に内規その他の細則を理事会の承認を得て定めることができる。

第23条 この規約は昭和58年4月21日から実施する。